



古紙問屋に納入する場合の委託契約書について

質 問

- ① 相談者：古物商
- ② 相談案件：古紙問屋に納入する場合の委託契約書
- ③ 内容：再生事業者登録のある古書問屋に古紙を納入する場合の委託契約書とマニフェストの扱い。
- ④ 質問
 - ・ 有価売却している場合は委託処理契約書は不要か？
 - ・ 有価売却と処理費支払いが混在している場合の委託処理契約書は？
 - ・ 処理費支払いの場合、マニフェスト伝票は交付する義務があるか？

回 答

- ① 扱う古紙の全量が有価売却であれば廃棄物の委託処理契約書は不要である。ただし、売買契約書は取り交わすことが望ましい。
- ② 有価売却と処理費支払いが混在する場合、古紙は「もっぱら物」であり、廃棄物処理法では委託契約書を特段要求していない。
- ③ 行政庁の中には「もっぱら物」は廃棄物由来であり簡便な資源化処理契約書などの文書による契約が望ましいとしている場合が多い。
- ④ 古紙などの「もっぱら物」を専門的に扱っている既存の回収業者については、政令・省令により処理業の許可は不要としており、マニフェスト伝票の交付の義務も免除されている。

